

2020年3月13日

学生の皆さんへ  
教職員の皆さんへ

学長 成田 健一

## 新型コロナウイルス感染拡大に伴う渡航について

2020年2月1日付け「新型コロナウイルス発生に伴う中国への渡航について（第2報）」にて、中国湖北省への渡航は当面禁止、また、その他の中国全土への不要不急の渡航は禁止としているところですが、世界的に新型コロナウイルスの感染が拡大しており、中国以外の渡航についても、原則、不要不急の場合は当面の間、見合わせるよう要請します。

やむを得ず渡航しなければならない場合は、下記の関係省庁のホームページ等を参照し、十分な情報収集の上、健康・安全面を最優先に検討してください。

### 記

○外務省海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

国・地域別海外安全情報

レベル2：不要不急の渡航は止めてください。

レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）

レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）

○法務省「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について」

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

○厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

○やむを得ず渡航する場合の注意（再掲）

(1) 渡航前にすること

「いつからいつまで」「どこに」渡航するかを大学に報告する。

(2) 渡航中に注意すること

①家畜や野生動物との接触を避ける。

②調理が不十分な食物の摂取を避ける。

③体調の悪い方や病気の方との接触を避ける。

④必ずマスクを着用し、手洗い、うがいも励行する。

⑤体調が悪い場合は、医療機関を受診。治癒してから帰国する。

(3) 帰国してから

帰国後、直ちに健康管理センター（0480-33-7539）に電話連絡をし、指示を仰ぐこと。（感染を拡げない為に、直接来室せず、電話連絡を！）

(4) 医療機関を受診する場合（コロナウイルスを疑う症状がある場合）

- ・必ず電話連絡をし、病院の指示で受診する。
- ・電話では、「いつからいつまで」「どこに滞在し」「どういった症状があるか」を病院の人に伝える。
- ・受診時は、必ずマスクをつけ、受付で受診理由を伝える。
- ・受診結果を健康管理センターに伝える。

以上